

足利直義裁許状の再検討 (一)

岩 元 修 一

A Reconsideration on the Ashikaga Tadayoshi's Saikyojo

Shuichi IWAMOTO

1

小論は、これまでに管見に入った八十七通の足利直義裁許状について、以下に述べるような点から再検討を加え、南北朝動乱前期の政務のありようの一端を解明しようとするものである。具体的な検討に入る前に、小論の問題関心と課題について明らかにしておこう。

南北朝動乱という一定の軍事的緊張下、京都に拠点を定めた武家政権¹室町幕府にとって、自らの軍事力の維持・強化は南朝との対抗上からも大きな課題であった。その課題は、言い換えれば幕府という軍事集団の中核をなす主従制の維持・強化ということであり、それは、所領の安堵や拡大を求めて去就定まらぬ在地武士に対して、どのようにして適正な恩賞を与え、彼らを幕府方としてつなぎとめるか、という問題を意味していた。これまでの研究では、このような武士に対する恩賞充行の権限は、幕府中央にあつては尊氏のみが掌握・行使していたと理解されてきた²。一方、当該期の幕府には、特に裁判の審理・執行などの面で武士のみでなく寺社本所側からも大きな役割が期待されており、すでに鎌倉末期、鎌倉幕府の果たす裁判権を中心とした側面は地域性をもちながらも「公方」と呼称されるようになっていた³。室町幕府もこのような側面を継承しており、当時の幕府中央にあつて「新旧諸権力の利害調整⁴」裁定という「公方」の主たる機能⁵は尊氏の弟直義の側が担っていた。

このように当該期の幕府中央の政務機構の頂点にいたのは將軍尊氏とその弟直

義であった。そして、尊氏・直義両者に関するこれまでの研究は、両者の間の権限の調整・争奪といった側面に注目するよりも、尊氏―恩賞充行、直義―所務沙汰の裁許、というように両者がそれぞれ独自に権限を行使していた側面に大きく注目する傾向が強かったように思う。しかし、尊氏が掌握していたとこれまで理解されてきた新恩としての恩賞充行の権限についても、庭中方を介して直義による一定の関与がみられ、広義の恩賞要求に対して直義の「充行」下文が発給されていたことなどを前稿⁶で指摘した。

したがって、幕府中央にあつて政務の権限を拡大していく直義は、これまでの研究で指摘されてきたように裁判を掌り、軍事指揮権⁷等を行使するだけでなく、將軍尊氏が管掌していたとみられていた恩賞充行にも一定の関与を行うのである。とすると、動乱の中で、軍事的要請と直面しながら直義が裁判に対してどのように対応していたのか、という点は、動乱期の軍事と「政務」の関係を考えていく上で興味深い問題といえよう。小論が、直義裁許状に注目する所以である。

足利直義裁許状についてはすでに、佐藤進一氏⁸、羽下徳彦氏⁹、森茂暁氏¹⁰、上島有氏¹¹等による研究がある。そこでは、諸氏によりこれまで八十二通の直義裁許状が確認されていたが、私も別稿¹²において新たに四通を追加して（小論ではさらに一通を追加）、若干の検討を加えたことがある。ここではまず、裁許状の形式や対象地域を確認し、問題点を指摘しよう。次に、直義の裁許に際しての判決の論理については、すでに羽下氏の研究があるので小論では若干の補足を行うにとどめ、ここでは、裁許状を通して確認できる当該期の幕府機構について、右に述べた尊氏、直義の立場に留意しながら検討してみたい。

なお、紙数の関係上小論を(一)、(二)に分ち、管見に及んだ直義裁許状一覽を(二)の最後に掲示しているので、以下の検討ではこの番号で裁許状を示すことにする。

2

足利直義裁許状の形式については、羽下徳彦氏の研究に詳しい。ここでは、次のような指摘がなされている。

〈一〉裁許状はすべて直義署判の下知状であり、その書止文言は「下知如件」であること。

〈二〉署判の位置は、原則として奥上(日付次行上部)であること。

〈三〉署判は、建武五(一三三八)年から暦応四(一三四一)年九月までは「源朝臣(花押)」と署し、同年十月からは「左兵衛督源朝臣(花押)」であること。

〈四〉暦応四(一三四一)年十月からは、相論の訴論両当事者が共に御家人武士なる場合は(奥上署判でなく)袖判であること。

〈五〉右の(三)の方式の変化は、官途記載の方がより権威ある方式であるとすれば、その方式の採用と共に(四)の御家人武士に対しては袖判(尊大なやり方である)を用いるようになったことは、それだけ直義の地位の向上を語るものであろうこと。

〈六〉事書は、A・何某申何々事という型とB・何某与何某相論何々事という型があり、前者が圧倒的に多く、内容からするとすべて訴人勝訴であること。

〈七〉事書のB型は、内容上、和与、論人勝訴、一部未断の三つの場合があり、裁許状は二通作成され、訴論人双方に交付されたのではないかと思われること。

以上の指摘をふまえて一覽を検討していこう。一覽の6が例外であることについてはすでに羽下氏の指摘がある。また、羽下氏は一覽の52について、(四)の例外とされたが、これにはさらに71を付け加えることができる。

形式面で注目したいのは、羽下氏の指摘(一)である。一覽をみると、八十七例中、3、9、30、33、63、82、の六例が「下知如件」以外の「状如件」となっているからである(書止文言)。ここから、(一)には修正が必要となろう。

ところで羽下氏は、「鎌倉幕府裁許状の書止文言は、執権連署・六波羅探題・鎮西探題署判の何れも、「依」[鎌倉殿]仰下知如件」であつて」と指摘されたが、瀬野精一郎氏編『増訂鎌倉幕府裁許状集 下』を通過すると、六波羅裁許状の書止文言は「下知如件」と「状如件」の二つの型からなり、五味文彦氏の指摘のように「仰」の文言のないことに気付く。ここでも羽下氏の指摘には一部修正が必

要だろう。また、羽下氏は(六)において事書に二つの型を指摘されたが、事書には一覽29、82のような例外があることを付言しておこう。

ここでは、足利直義裁許状の形式上の特徴として、書止文言が、鎌倉幕府下の六波羅裁許状と同じであった点に注目した。ただ、この点のみに注目すると、裁許に際しての直義の立場は、鎌倉時代の六波羅探題の立場を継承したものであつたということになる。だが、この問題を考える場合、右の側面に注目するだけでは不十分である。すでに、鎌倉幕府によって京都六波羅の地に設置された機関である六波羅探題は、裁判機関として確定判決権をもたなかったことからその未熟さが指摘されている(15)。この機関の長官が六波羅探題であつた。これに対して直義は、すでに1で指摘したように「仰」の文言のない広義の恩賞「充行」下文を將軍尊氏と同様に発給しており、当時、「(西)將軍」とも記される立場にいたるのであるから、六波羅探題と同一に論じることには無理があるといえよう。

したがって、これらの点をふまえて「仰」の文言のない裁許下知状を発給した直義の立場を考えると、確かに彼の管轄機関引付方を支えた奉行層の六波羅探題との系譜関係など六波羅探題との関係には十分注意が必要だが、ここでは、將軍に準ずる位置にいたるものとみてよいように思うのである。

では次に、直義裁許状の対象地域を確認しておこう。史料残存に関わる問題は残るが、それでもおおまかな傾向をつかむことはできよう。ここでは、前欠の62を除く八十六通で考えてみよう。このうち、82は、係争地が左に述べる三地域のうちの二地域にまたがるので、実例は八十七例となる。

ここでは、地域を大きく九州、西国(九州と東国を除く)、東国(遠江、信濃、能登、越中以東)の三地域に区分してみた(17)。一覽をみると、九州は15、19、35の三例、東国は30、37、40、52、55、58、60、82(西国と重複)、84の九例、西国は残りの七十五例である。九州が大変少ないことに気付く。東国の内容をみると、30、55、58、60はすべて遠江国にあつた東寺領莊園に関するものであり、この四例中55、58、60は同一の係争地に関するものである。40、52、84は越後国奥山庄に関するものである。越後の事例を除くと、鎌倉以東は37の常陸の事例のみである。史料残存上の問題は残るが、それでも西国の比重の大きさがわかる(八十七例中七十五例で約八十六%)。ここで、鎌倉時代の六波羅探題の管轄地域が、少なくとも鎮西探題設置後にはこの西国であつたことは、注意しておいてよいだろう(18)。もちろん、直義裁許状は九州、東国をも対象としており、前述のように裁許に際しての直義の立場を単純に六波羅探題の継承者と断定することはできないが、成

立期室町幕府の裁許が、西国をその主要な対象地域としたことは、室町幕府の性格を考えていく上でやはり重要だと思われるからである。

3

ここでは、一覧の4、11、16、22、38、69にみえる「關所」への対応⁽¹⁹⁾を通して当該期室町幕府の政務機構の一端をみておこう。

右の事例について最初に確認しておきたいのは、直義裁許状にみえる「關所」とは、幕府・守護によって寺院への寄進(22)、武士への預置(38)、充行(4、69)、兵糧料所化(16)、あるいは寺院への料所化(11)がなされ、その後問題が生じたため裁許下知状が発給されるに至ったものであるという点である。これまでのところ、現存の直義裁許状によると、幕府により關所とされ、右のような処分がなされていない段階(いわば幕府が關所を保有している状態)の關所に関する事例は確認できない。

そこで、一覧の4を検討しよう。これは、播磨国須富庄北方地頭職をめぐる訴人成田基員と論人赤松円心の相論である。訴人成田基員は、播磨守護赤松円心によって右の所職を關所とされ、大内八郎入道に充行われたことを不服として幕府へ訴え引付方で審理されることになった。裁許状の記述によれば、訴人成田基員の訴えは、引付方に提訴された可能性が高いと思う。

訴人成田基員の主張は、4によると次の通りである。播磨国須富庄北方地頭職は、曾祖父信員より四代相承しており、代々の安堵下文を相続し、父行員の正中二(一二三二)年十二月六日の讓状について嘉暦三(一二三二)年八月十日鎌倉幕府の外題安堵をうけている。元弘の動乱時も改動されていない。また、基員の軍忠によって本領武蔵国成田郷内の關所等を建武三(一二三六)年「預賜」わった。ところが円心は、基員が「当国」(播磨)に居住しないと称して右の所職を關所として充行ったのは謂れなし、というものであった。この訴えをうけた幕府は、暦応元(一二三三)年七月十八日、同年八月二十四日の両度、円心に対して濫妨を停止し基員に沙汰し付けるように命じたが、円心は八月二十五日、基員の地頭代官、地下の輩が凶徒に同心し、合戦に及ぶので、關所として(右の所職を幕府へ)注進した、との請文を提出した。そこで幕府引付方は、「關所次第」を奉行人治部兵衛大夫宗栄に尋ねているが、宗栄は、「円心注申之間、所充行軍勢等之由被仰下訖、但彼注進不及委細」と答えたという。円心の注申をうけて幕府

の命令が下されたことがわかる。

以上の経過より、守護赤松円心は關所の件を幕府へ注進しているが、幕府引付方が「關所次第」を尋ねていることから、關所の注進、充行等は本来引付方の管轄ではなかったのではないかと考えられるのである。では、どこかの管轄であったのだろうか。引付方が直義の管轄下にあったことから考えて、当時の状況をもふまえると、尊氏の管轄下にあったと推測される。以下、この点を確認しよう。

ここで、關所を恩賞として求めた訴人に対する幕府の対応をみておこう。史料は、貞和四(一二四八)年四月日付吉川経朝庭中申状⁽²⁰⁾である。この史料等を検討された山家浩樹氏の研究によると、このような経朝の要求に対して幕府は、軍忠の程度を審査して恩賞の有無やその規模を決定し、所付方において実際に所領を特定してその調査を行ったという。所付方とは、恩賞方の一部局とみられているから、關所を求めた恩賞要求は、少なくとも恩賞方で扱っていたと考えることが可能である。笠松宏至氏は、延文五(一二三六)年の史料によりつつ「当時、關所地に関する訴訟は恩賞方の管轄であったと思われること」、「關所地の認定が中央の幕府機関(恩賞方)でなされていたことを指摘されていた⁽²¹⁾。また、治部兵衛大夫については例えば暦応三(一二三三)年卯月日付申状⁽²²⁾の事例も参考になる。これは、高義胤が、勲功賞の替を幕府へ求めたものである。申状によると、義胤の拝領した所職の本主等が子細を幕府へ申したため、義胤は「可預替御計之旨」の「御吹拳」を得て、治部兵衛大夫を奉行として幕府へ子細を申し入れたことが知られる。申状では「被立御使於治部兵衛大夫、急速預替御計」らんことを求めているのである。この場合、本主等の提訴先が不明だが、すでに指摘されているように恩賞の替の沙汰も恩賞方の管轄であった⁽²³⁾。申状では、治部兵衛大夫を奉行として替の恩賞を拝領したいと主張しているのであるから、彼が恩賞方と関わりを持つ人物であったことが知られよう。

では、一覧の4で検討した守護円心の注進先はどこであったのか、確認しておこう。ここでは、豊後国井田郷地頭職をめぐる問題を検討する。

暦応元(一二三三)年十二月二十七日付で執事高師直は、大友氏泰に対して右の所職を島津道鑑に沙汰し付けるように命じた⁽²⁴⁾。実は、右の所職を道鑑に預け置いていたのに、戸次頼時が、一色道猷の「預状」があると主張して押領狼藉に及んでいたからである。しかし、暦応二(一二三九)年五月四日付大友氏泰請文⁽²⁵⁾によると、戸次頼時代官はこの命令を「不叙用」という状態であった。その後の幕府中央内での対応を示すのが次の史料である。

〔27〕安富民部大夫状
 1 豊後国井田郷地頭職事、一色入道被宛行軍勢否、彼注進状可写預、恐々謹言、

時曆応三年十二月五日

貞副

治部兵衛大夫入道殿

〔28〕治部兵衛大夫入道殿
 2 豊後国井田郷地頭職事、不見一色少輔太郎入道々配分状候、戸次豊前太郎

頼時者、佐伯庄領家職并日向国伊東藤内左衛門尉跡地頭職被預候者也、被載

彼配分状候畢、恐々謹言、

時曆応四年卯月廿二日

宗栄在判

安富民部大夫殿御返事

史料〔1〕は、安富民部大夫貞副から治部兵衛大夫入道宗栄に充てた書状で、右の所職を一色道猷が軍勢に充行ったか否か、彼の「注進状」を「写し預かるべし」というものである。戸次側の主張をうけて、幕府内でその真偽を確認しようとしていたことがわかる。史料〔2〕は、〔1〕に対する返事で、右の所職は一色道猷の「配分状」にみえないこと、戸次頼時は佐伯庄領家職と日向国伊東藤内左衛門尉跡地頭職を預けられていたことが「彼配分状」に載せられていたことがわかる。戸次頼時への道猷の「預状」には豊後国井田郷地頭職は記されていないのである。ここから、一色道猷は、預置に際して配分状を作成し幕府中央へ注進していたこと、そのような注進状（配分状）の管理は奉行人治部兵衛大夫入道宗栄の関与するところであったことが明らかである。当時、守護を管轄したのは侍所であり、一般に守護の注進状は侍所に送達されたと指摘されているので、この場合の注進状も守護の事例に準じて侍所へ充てられたとみるのが自然であろう。

右の問題は、宗栄の返事によって戸次側の主張に誤りがあることが明らかとなったので、幕府は再び暦応四（一三四一）年閏四月二日付で安富民部大夫を奉行として島津道鑑に右の所職を沙汰し付けるように命じた執事高師直の「御施行」を大友氏泰に対して発した。³⁰この文書中には、「一色少輔太郎入道道猷恩賞支配状の如くんば」とあるから、先の道猷の配分状（注進状）は、鎮西での合戦恩賞に關するものであったと考えることができよう。預け置き行為は、充行（永代給付）と異なり、一時的に管理を委ねる形式をとるものであると理解されているが、右に述べた点からもうかがえるように広義の恩賞に含まれるとみることができるとすれば、そこで作成・注進された配分状は広義の恩賞関係の史料と考えることができよう。また、戸次頼時へ預け置かれた所職に日向国伊東藤内左衛門尉跡地頭職とみえるように、關所地がその対象とされていたことがわかる。

以上、注進状は先学の指摘の如く一般に侍所を充所としたが、注進状には広義の恩賞（預置）関係のものがあり、預置の対象地には關所地が含まれていたことを確認した。

右の事例では、幕府中央の行った島津道鑑への預置と九州を管轄した鎮西管領一色道猷による戸次頼時への預置とが対立したのであるが、頼時に預け置かれた所領は彼の主張と異なっていたため、道鑑への預置が認められたことが知られる。そこで、この場合の治部兵衛大夫の立場を考えてみよう。右に述べた注進状と侍所との関係をふまえると、彼が侍所と何らかの関わりを有していたことは確實であるが、それが、侍所での注進状の直接の受理（侍所奉行人としてのもの）であったのか、侍所を介してのいわば間接的な受理であったのかという点については、なお検討の必要がある。この問題を考える場合、すでに述べたように注進状が恩賞配分状（關所地を預け置き対象地とする場合を含む）とも記されていた点に注意が必要である。關所地の認定は、幕府中央にあつては恩賞方の管轄と考えられているので、このような注進状は恩賞方との関連が想定できるからである。また、侍所の沙汰が、所務相論より生じたものであった場合、引付（内談）方で審理・判定に及んだことも指摘されている。³¹以上の点をふまえると、侍所への注進を経、その内容（例えば關所地に関する場合）によっては恩賞方へ伝達される場合があつたと考えることは十分可能だと思ふ。ここから、宗栄は、侍所からの恩賞方への注進状の伝達をうけて、注進状を保持していた可能性が生じてくる。ただ、決定的な史料は管見に入らないので、ここでは右の可能性を指摘するにとどめ、宗栄が尊氏管轄機関にあつて活動し、關所注進状を保持しうる位置にいたことを確認しておきたい。

本章の最後に、關所に対する幕府の立法について付言しておこう。ここではまず、一覽の16を検討する。これは、紀伊国且来庄をめぐる訴人側雜筆と論人小保覚助・小保幸一丸代覚西の相論に關するものである。簡単に経過について述べておこう。訴人側は、論人の濫妨を訴えたが、それに対して論人覚助は、兵糧料所として拝領した由の「支状」を進め他界した。その後、覚助跡と号して小保幸一丸代覚西が「状」を提出した。彼の反論によると、当庄は山東次郎入道跡として預かつたものだといふ。そこで訴論人両方が召喚され、引付において尋問があつたが、覚西は「山東次郎入道、本所より之を預かり知行の後、御敵と為るの間、關所の条、異儀無し」と主張したといふ。一方、訴人側は、知行の由緒を宣旨、関東御教書、繪旨、院宣によって主張した。これに対して幕府は当庄が本所領で

あったことについては論人側も異論がないこと、そして「縦い、一旦の預人、罪科有り」と雖も、本所領を収公せられ難き歟」との判断を示して訴人側の勝訴とした。また、論人側の替地については、兵糧料所の上、覚助跡と申しながら讓状を提出していないのでとりあげないということになった。

この相論で注目したいのは、本所領であれば、その預人が敵方となっても収公しないという幕府の判断を確認できる点である。羽下氏は、この点などに注目して、直義裁許状にみられる「本所権益擁護の姿勢」等を指摘された。基本的に首肯すべき見解だと考えるが、ここでは次の史料を検討しておこう。

〔3〕³⁴ (前略) ○前欠

同状云、^①於物庄者、去年十二月廿五日被成御奉書、被遵行畢、^②本所恩補職人跡雖為關所被付本所者御沙汰法也云々、

此条、無謂申状也、^③雖本所領職人為御敵者可收公其跡之由、貞和三年十二月以二階堂參河入道々々謹被經 奏聞畢、勅答無子細之間、在々所々所被付給人、縱雖為本所領被定法之上者、不及子細、(中略)所務者雖可依先例、應奉書於領家職者先去退畢、被究所務之先例可被返付哉、且御寄合方御奉書楚忽之間、依歎申、所申有其謂、於引付可有沙汰之由被仰出畢、就之於御引付有御沙汰、^④被成直奉書之刻、守護代紀明志津田入道跡公文職以下名々打渡寂意代令注進子細畢、(中略)

以前条々、且被究御沙汰湖底、且為被弃捐雜掌奸訴、^⑤披陳言上如件、(後略)

〔3〕は、前欠の観応元(一三五〇)年六月日付陳状である。内容について具体的に検討する前に、簡単に補足説明をしておこう。傍線⑨から、〔3〕は訴状に対して出された陳状と考えられる。訴人は、傍線⑧から雑掌とわかるが、雑掌側の主張の一部、つまり「同状云」の部分にみえる傍線①の貞和五(一三四九)年十二月二十五日付奉書は現存する。この奉書は、坊門為名雑掌が、奉行人門真寂意の領家職一四押領を訴えたことに対して出された執事高師直奉書であり、内容からみて傍線⑤の寄合方奉書をさすとみられる。傍線⑥は、観応元(一三五〇)年三月二十八日付引付方奉書(現存)と考えられる。これは、門真寂意の訴えをうけて出されたものであり、内容は〔3〕の内容と符合する(例えば傍線⑦参照)。これらの点についてはすでに山家浩樹氏の指摘があるが、以上の点を勘案すると、〔3〕は、坊門側と門真側の相論の中で門真側が提出したものであったと考えられる。

注目したいのは、傍線②と③、④である。訴人側は、本所恩補の職人跡は、(敵

方となって)關所となっても本所領に付けられると主張したのに対して、論人側は、本所領の職人であっても敵方となればその跡を収公されると反論していることがわかる。注目したいのは傍線④である。これによると、北朝の勅許を得た上での立法であった。ここにみえる訴人側の主張は、すでに一覽の16で確認したように幕府の示していた判断であった。しかし、ここで門真側の主張している内容は、これと正反対の主張であり、しかもその内容は大変具体的に成立の背景を述べたものとなっている。門真側の主張は、『園太曆』貞和三(一三四七)年十二月二十二日条(『中世法制史料集第二卷』参考資料三四条)によって裏付けることができる。残念ながら、このような幕府の対応と政務の中心にいた直義との関わりがこの記述等ではわかりにくい。ここには当該期の幕府の性格、さらには政務の中心にいた直義の姿勢を考える上で重要な問題が相論の論点の一つとなっていたことを確認できるのである。

なお、〔3〕にみえる「寄合方」については山家氏が「引付方に存在する特別訴訟手続を強化した機関」とされ、義詮の御前沙汰はこの寄合方の機能を継承した場と位置づけられた。³⁷ところで、榎田良洪氏は久遠寿量院の問題を論じられた中で、「政所の寄合方」³⁸の存在を指摘されている。今後、幕府政所のありようにも注目して幕府機関の総合的な把握が試みられねばならないだろう。今後の課題とした。

(二)に続く

(注)

(1)、佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九六〇年)二〇三頁以下。

(2)、古澤直人氏「公方」の成立に関する研究(『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年)。

(3)、古澤氏注(2)著書四〇四頁。

(4)、拙稿「初期室町幕府における庭中と恩賞充行について」(『日本歴史』掲載予定)。

(5)、例えば、羽下徳彦氏「足利直義の立場―その一 軍勢催促状と感状を通じて―」(『古文書研究』六、一九七三年)、森茂暁氏「室町幕府成立期における將軍権力の推移」(『日本古文書学論集7』吉川弘文館、一九八六年、初出は一九七五年)参照。

(6)、佐藤氏注(1)論文。

- (7)、羽下徳彦氏「足利直義の立場―その二 裁許状を通じて―」（『史論』二六・七、一九七三年）。以下、特に注記しない限り羽下氏の説はこれによる。
- (8)、森氏注(5)論文。
- (9)、上島氏「室町幕府文書」（『日本古文書学講座』4、雄山閣出版、一九八〇年）。
- (10)、ここでは、佐藤進一氏の研究以降の主要なものに限定した。
- (11)、拙稿「初期室町幕府訴訟制度について」（『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）四五頁注(21)参照。
- (12)、羽下氏注(7)論文一二頁注(3)。
- (13)、吉川弘文館、一九八七年。
- (14)、五味氏「執事・執権・得宗―安堵と理非―」（『吾妻鏡の方法』吉川弘文館、一九九〇年、初出は一九八八年）二〇五頁。
- (15)、例えば、高橋慎一郎氏「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」（『史学雑誌』九八―三、一九八九年）八〇頁、等。
- (16)、さしあたり、拙稿注(4)論文参照。
- (17)、小山靖憲氏「古代末期の東国と西国」（『岩波講座日本歴史4』一九七八年）。
- (18)、鎌倉時代の幕府裁許状については、古澤氏注(2)著書参照。
- (19)、ここでは、史料表現としての「闕所」文言のあるものに注目している。
- (20)、吉川家文書（松岡久人氏編『南北朝遺文中国四国編』二、一六三六号）。
- (21)、山家氏「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」（『史学雑誌』九四―一二、一九八五年）一三一―四頁。以下、特に注記しない限り山家氏の研究はこれによる。
- (22)、笠松氏『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年）第六章、二三五頁注(89)、二二三頁。
- (23)、祇園執行日記裏文書（『大日本史料』第六編六、三二七頁）。
- (24)、例えば、羽下氏注(7)論文七頁以下。
- (25)、(26)、薩藩旧記（『大日本史料』第六編五、二〇八一―九頁）。
- (27)、(28)、同右（『同右』第六編六、七六八―七七〇頁）。
- (29)、羽下徳彦氏「室町幕府初期検断小考」（『日本社会経済史研究（中世編）』吉川弘文館、一九六七年）一〇〇頁注(29)、九〇頁以下。
- (30)、薩藩旧記（『大日本史料』第六編六、七六九―七七〇頁）。
- (31)、「預状」（『国史大辞典1』吉川弘文館、一九七九年、羽下徳彦氏執筆）。
- (32)、羽下氏注(29)論文八七頁以下。
- (33)、羽下氏注(7)論文一〇頁。
- (34)、(35)、(36)、但馬国雀岐庄具書（東京大学史料編纂所蔵写真版）。閲覧に際してお世話いただいた同所、および同所山口隼正、小宮木代良両氏にお礼を申し上げる次第である。また、この史料については東洋文庫蔵原本の写真版のコピーを森茂暁氏よりいただいた。あわせて謝意を表する次第である。
- なお、この相論については例えば『日高町史料編』（一九八〇年）の「概説」でもふれられている。
- (37)、山家氏注(21)論文九頁。
- (38)、榎田氏「真言密教成立過程の研究」（山喜房仏書林、一九六四年）六七五頁。